第３号議案

湘南大庭地区社会福祉協議会規約

（名称及び事務局の設置）
第１条　この会は、湘南大庭地区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を湘南大庭市民センター内に置く。

（地　区）
第２条　協議会の所管地区は、湘南大庭地区全域とする。

（目　的）
第３条　協議会は、この地区に適応した施策によって地区居住者の社会福祉の増進を図ることを目的とする。

（事　業）
第４条　協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）社会福祉に関する啓発宣伝。
（２）社会福祉事業に関する調査研究。
（３）地域的な福祉の施策並びに事業の運営。
（４）高齢者、児童、青少年、障がい者の福祉増進。
（５）保健衛生に関する事業。
（６）共同募金、年末たすけあい運動、日赤社員増強運動等の推進協力。
（７）その他、協議会の目的達成のために必要な事業。

（性　格）
第５条　協議会は、この地区において住民が主体となる中立にして公正な民間の自主的組織とする。
２　協議会は、営利的、宗教的、政党的な次の活動を行ってはならない。
（１）営利を目的とする企業の支持・支援。
（２）公職選挙法に基づく選挙における政党及び候補者の推薦。
（３）宗教的な活動の支持・支援。
（４）協議会以外の活動を目的とする団体又は企業活動の支持・支援。

（構　成）
第６条　協議会は、地区内における次の者をもって構成する。
（１）居住者、民生委員・児童委員、自治会町内会及び事業所等の代表者。
（２）社会福祉活動に関心をもち、協議会の目的に賛同する者。

（理　事）
第７条　協議会に理事を置く。
２　理事には次の者を選出する。
（１）各自治会町内会から選出された１名。
（２）民生委員・児童委員。
（３）社会福祉に理解があり、常任理事会において同意を得た者。

（協力員）
第８条　協議会は、各種事業運営推進のため、協力員を置くことができる。
２　協力員は、常任理事会において承認し、決定する。
３　協力員の活動は、事業ごとに応じ、任期は定めない。

（賛助会員）
第９条　協議会に賛助会員を置く。
（１）賛助会員は、協議会の目的に賛同し、年会費を拠出することにより協議会の財政基盤の維持強化に貢献する個人、または事業所とする。
（２）賛助会員は、協議会の事業には参画しない。

（会　費）
第１０条　会費については、次のとおり定める。ただし、会長が必要と認めたときは減免することができる。
（１）会費は、世帯を単位とし、湘南大庭地区自治会連合会からの配分金をもって充てる
（２）賛助会員の会費は年会費として、個人は１口１，０００円、事業所は１口３，０００円とする。なお、口数に上限は設けない。

（役　員）
第１１条　協議会に次の役員を置く。
（１）会　長　　１名。
（２）副会長　　２名。
（３）会　計　　１名。
（４）監　事　　２名。
（５）常任理事　　２１名以内。

（役員の選出）
第１２条　協議会の役員は、総会において承認を得る。
（１）会長、副会長、会計は、理事の中から選出する。
（２）監事は、常任理事の中から選出する。
（３）常任理事は、理事の中から選出する。
（４）任期途中で退任した役員の後任者は、常任理事会において選出し直近の総会において報告する。

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は、２年間とし再任を妨げない。ただし、任期途中において就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の任務）
第１４条　役員の任務は、次のとおりとする。
（１）会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（３）会計は、協議会の経理を担当し、会計を総会に報告し承認を得る。
（４）監事は、協議会の財産状況及び経理を監査し、報告する。
（５）常任理事は、常任理事会を組織し、会務の重要事項の審議にあたる。

（総会・常任理事会）
第１５条　会議は、総会及び常任理事会とし、いずれも会長が招集する。また、３役会及び部会長会議も同様に会長が招集する。
２　総会は、理事及び役員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数以上をもって可決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
３　総会は、会長もしくは会長が指名した者が議長となる。
４　常任理事会は、総会で決定した事業を企画審議、実施する。

（総会の決定事項）
第１６条　総会は、次の事項を審議し、議決をする。
（１）年間事業計画及び予算の承認。
（２）年間事業報告及び決算並びに監査報告の認定。
（３）規約の制定及び改廃。
（４）役員の選出。
（５）その他、協議会の重要事項に関すること。

（会　計）
第１７条　協議会の会計は、会費、補助金及び交付金、寄付金及び収益金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）
第１８条　協議会の会計年度は、毎年４月１日から始まり、翌年の３月３１日をもって終了する。

（事務局）
第１９条　協議会は、その事務を処理するため事務局を置く。事務局長及び書記は、会長が常任理事会の同意を得て委嘱する。

（専決事項）
第２０条　会長は、緊急及び軽易な事項について専決処分を行うことができる。ただし、直近の常任理事会に報告する。

（部会の設置）
第２１条　協議会は、事業を円滑に運営するために必要があるときは、部会を設けることができる。
２　部会の設置及び運営方法は、常任理事会で定める。

（部会員の選出）
第２２条　部会員は、理事の中から選出する。

（部会員の任期）
第２３条　部会員の任期は、１年間とし再任は妨げない。ただし、任期途中に就任した部会員の任期は、退任した部会員の残任期間とする。

（部会の役員）

第２４条　部会の事業運営を円滑に進めるために、次の役員を置く。

（１）部会長１名

（２）副部会長若干名

２　部会長は、会長が指名する。

３　副部会長は、部会長が指名する。

４　部会長及び副部会長の任期は、２年間とし再任は妨げない。ただし、任期途中に就任した部会長及び副部会長の任期は、退任した部会長及び副部会長の残任期間とする。

（交通費）

第２５条　次の事由に該当する場合に交通費を支出する。

（１）湘南大庭地区外で開催され、協議会の役員として出席した会議及び事業等に対して支出する。

（２）その他、協議会が認めた会議及び事業等に対して支出する。

（３）支払いは公共交通機関とする。

付　則

１　この規約は、昭和６１年５月１１日から施行する。

１　この規約は、昭和６２年５月　１日から施行する。

１　この規約は、平成　５年５月１６日から施行する。

１　この規約は、平成　７年５月１４日から施行する。

１　この規約は、平成１４年５月１１日から施行する。

１　この規約は、平成２０年５月１０日から施行する。

１　この規約は、平成２１年５月　９日から施行する。

１　この規約は、平成２５年５月１８日から施行する。

１　この規約は、平成２７年５月　９日から施行する。

１　この規約は、平成２８年５月１４日から施行する。

１　この規約は、令和　元年５月１１日から施行する。

１　この規約は、令和　５年５月２７日から施行する。

１　この規約は、令和　８年５月　９日から施行する。

この規約改正に伴い、改正前の会計年度（令和８年度）は、令和９年３月３１日をもって終了とする。また、この規約改正の施行日に在任する役員の任期については、第１３条（役員の任期）の規定にかかわらず、その満了日を令和１０年３月３１日とする。